台風の接近などに伴う
公共施設の臨時休館等について

台風の接近などに伴い、暴風雨などの災害が発生するおそれがある場合に、施設の利用者の安全を確保するため、以下の基準により原則”臨時休館”します。

■対象となる施設

スカイワードあさひ、旭城、新池交流館・ふらっと、城山コミュニティセンター、ふれあい会館、東部市民センター、勤労福祉会館（渋川福祉センター）、宮浦会館、リサイクル広場、老人いこいの家、多世代交流館いきいき、児童館、市営バス、公民館、図書館、文化会館、どうだん亭、古民家、体育施設

■臨時休館等の基準

次のいずれかに該当する場合は、公共施設を臨時休館とします。

- **暴風警報・各種特別警報が発表された場合**
- **市が、警戒レベル3※（避難準備・高齢者等避難開始）以上を発令した場合**

  ※気象庁発表の「警戒レベル相当情報」とは異なりますので、ご注意ください。
- **上記の基準に加え、次の公共施設については、それぞれの状況に応じて臨時休館等とします。**

○市営バス

接続する交通事業者の運行状況などを踏まえ、運行中止とします。

○市民プール

大雨・洪水警報が発表された時点で臨時休場とします。

○地域避難所（公民館）

避難所の開設を決定した時点で臨時休館とします。

■再開館の基準

暴風警報・各種特別警報又は警戒レベル3以上が解除され、施設の安全が確認できた場合に再開館します。

尾張旭市